

○第 5 次男女共同参画基本計画（国）

＜男女共同参画基本計画＞

根拠法令：男女共同参画社会基本法 第 13 条

目的：男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る（法 第 13 条）

＜第 5 次男女共同参画基本計画＞

- ・令和 2 年 12 月 25 日閣議決定
- ・計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度
- ・構成：第 1 部 基本的な方針
第 2 部 政策編

第 1 部：基本的な方針

「2020 年 30%」目標の未到達について

◇我が国における取組みの進展が未だ十分でない要因

政治分野

- ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・人材育成の機会の不足
- ・候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

社会全体

- ・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している。

◇目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活をおくることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

◇社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生 100 年時代の到来（女性の 51.1%が 90 歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）

- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

第2部：政策編

第1分野～第11分野の分野ごとに

令和12年度末までの「基本認識」

令和7年度末までの「施策の基本的方向」「具体的な取組」を定めている。

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する
支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化